

令和2年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和2年9月7日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	金子義彦君
副議長	桜井龍雄君
1番	伊藤真久君
2番	森明人君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	山崎一広君
6番	川上美樹君
7番	楠徹也君
8番	松山教宗君
9番	本郷幸治君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市長	板東知文君
副市長	市川厚記君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	高橋英雄君
経済部長	東貴弘君
都市整備部長	米澤勝君
市立美唄病院事務局長	今澤清隆君

消防長	相馬一司君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	高橋修也君

教育委員会教育長	天野政俊君
教育委員会教育部長	阿部良雄君

選挙管理委員会委員長	高田豊君
選挙管理委員会事務局長	日下聡君

農業委員会会長	今田邦彦君
農業委員会事務局長	高田裕二君

監査委員	後藤樹人君
監査事務局長	根布忠幸君

◎事務局職員出席者

事務局 局長	村谷昌春君
次 長	門田昌之君

午前10時00分

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 齋藤久美夫議員

4番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7番楠徹也議員。

● 7 番楠徹也議員（登壇） おはようございます。

令和 2 年第 3 回定例会において大綱 2 点、市長にお聞きいたします。

大綱 1 点目は、農業行政について 2 点、市長に伺います。

1 つ目は、新型コロナウイルス感染症に係る農産物の影響についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農産物について、売上げが下がった農家がいると伺っており、特に本市の特産物であるアスパラガスやハスカップ、花きなど、市としてどのように把握しているのか伺います。

また、売上げが下がった農家に対しての支援策について、これまでどのように行ってきたのか、市長にお伺いいたします。

2 つ目は、スマート農業の推進についてですが、これについては 2 点伺います。

1 つ目は、スマート農業の取り組み状況についてですが、今後、美唄市の人口はもちろんのこと、農家戸数の減少を予測する中、1 戸あたりの経営耕地面積は拡大し、平成 30 年度に 19.6 ヘクタールだったものが、令和 5 年度には約 21.6 ヘクタールに拡大すると推測されております。こうした中であって、農業基盤整備事業により大区画化された農地を有効活用していくため、また、拡大する経営面積を効率的に営農していくには、ICT を活用した農業技術を営農体系に導入していくことが必要不可欠と思いますが、市長就任以来、スマート農業をどのように推進したのか、お伺いいたします。

2 つ目は、スマート農業の普及・拡大についてですが、市内ではスマート農業がどの程

度普及されているのか伺います。

市は今定例会で、スマート農業機械の導入補助に対する補正予算を提案しておりますが、美唄市はスマート農業機械の導入に対して、どのように進めていくのか、お伺いします。

大綱 2 点目は、保育行政、保育所の現状について伺います。

1 つ目に、市立保育園及び認定こども園、へき地保育所の現在の入園者数についてですが、保育所は共働き世帯や、ひとり親世帯などにとって、なくてはならない大切な社会インフラの 1 つであり、本年、世界中を襲ったコロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながら、決して閉所することはできない施設の 1 つでもありました。この間、感染リスクを常を感じながら保育士さんを始め、児童の保育に関わっていただいた全ての皆さんに対し、心より敬意を表するものであります。

さて、日本における少子化は今後の国や地方のあり方を大きく左右する大変深刻な問題であると認識しております。本市におきましても、美唄市統計の概況によれば、住民基本台帳による出生数は、平成 29 年が 80 人、平成 30 年が 91 人、そして令和元年が 66 人と、100 人以上の出生数がいた 10 年前と比べると大きく減少しているところであります。少子化が進む主な原因として未婚化や晩婚化の進行などが挙げられますが、時代が進むにつれて価値観が多様化するとともに、女性の社会進出も少子化に影響を与えるのではないかと考えられております。私は日本社会全体で女性の社会進出が進む一方で、子育て支援の体制が十分に追いついていないことなどから、仕事と

育児の両立が困難となり、出生数を低下させる要因の1つになっているのではないかと考えております。

こうした中で本市において、仕事と育児を両立するため、大切なお子さんを預ける市立保育園及び認定こども園、へき地保育所について、定員と現在の入園者数について市長にお伺いします。

2つ目に、待機児童、潜在待機児童についてですが、厚生労働省の調査によると、全国の市町村のうち約7割の市町村で0となっていることや、待機児童は首都圏や近畿圏等の都市部に多く見られる状況にあること。待機児童の約75パーセントが3歳未満児であるとされております。共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化などにより、少子化が進む中においても保育施設への一定のニーズがあるものと認識しているところであります。そこで、本市における待機児童、潜在待機児童の有無について市長にお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 楠議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に係る農産物の売り上げへの影響についてであります。アスパラガスやハスカップ、花きなどの作物につきましては、これまで各農協を通じ、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響について個々に調査してきたところでございます。

はじめに、アスパラガスにつきましては、市場価格が若干下がったものの、出荷額には大きな影響はなかったと伺っております。

次に、ハスカップにつきましては、企業等

への出荷額に変動はなかったものの、峰延地区で実施しておりましたハスカップ狩りが中止となったことにより、新たに雇い入れをした作業労賃が発生するなどの影響があったと伺っております。

次に、花きにつきましては、専業農家について3月から4月にかけての1カ月間、出荷を休むなどの影響があったと伺っており、それ以降の兼業農家の出荷につきましては、5月以降から出荷が回復したことにより、現在のところ大きな影響がないと伺っております。

次に、農業者に対しましての支援制度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1カ月の事業収入が前年の平均月収費などで50パーセント以上の減少であれば「国の持続化給付金」、20パーセント以上の減少であれば「びばい経営支援金」の対象となっており、これまで「びばい経営支援金」の交付を受けた農業者は9月4日までで8件となっております。

次に、スマート農業推進についてであります。本市農業につきましては、ハード面から農業基盤整備を重点的に進めてきておりますが、その事業効果をさらに高めていくためには、ソフト面からのICTを活用したスマート農業の導入が不可欠であると考えております。

このため市といたしましては、スマート農業技術の普及推進を図ることを目的に、昨年11月に美唄市ICT農業推進協議会を設立し、完全自動操縦ドローンと無人ヘリの防除作業等との比較検証や「美唄市ICT農業技術実演会展示会」を、去る8月18日に美唄市で初めて実施したところであり、関係者を含め130

名の参加をいただいたところでございます。

また、農業振興基金を活用し、大区画圃場における水管理システムの導入による省力化の検証事業を市内の2カ所の圃場で実施しているところでございます。

次に、スマート農業の普及状況につきましては、本年2月に実施しましたICT農業機械の利用状況調査結果によりますと、ドローンが8台、自動操縦トラクターが49台、自動操舵田植機が11台、自動操舵コンバインが1台、それぞれ導入されているところでございます。

次に、農業機械等の導入に対します助成につきましては、スマート農業を加速化させるため、光ファイバの整備とともにドローンや水管理システムの農業機械の導入支援について「農業振興事業（スマート農業推進）」を今定例会の補正予算に提案させていただいているところでございます。

次の保育所の現状につきましては、保健福祉部長から答弁させます。

●議長金子義彦君 保健福祉部長。

●保健福祉部長高橋英雄君 保育所の現状につきましては、私から答弁させていただきます。

はじめに、各市立保育施設と入園状況につきましては、本年9月1日現在では、ピパの子保育園は定員150人対し、入園129人で入所率86.0パーセント。認定こども園ひまわりは定員35人対し、入園27人で入所率77.1パーセント。へき地保育所では、茶志内双葉保育園は定員45人対し、入園26人で入所率57.8パーセント。進徳保育園は定員60人に対し、入園45人で入所率75.0パーセントとなっております。

す。

また、年齢別のクラスの入園状況につきましては、ピパの子保育園及び認定こども園ひまわりの3歳未満児の各年齢別クラスが定員に達している状況となっております。

次に、待機児童につきましては現在おりませんが、保護者の意向により希望する保育園の入所を待つ潜在待機児童がピパの子保育園について4名いるところであります。

●議長金子義彦君 7番楠徹也議員。

●7番楠徹也議員 自席より、何点か再質問させていただきます。

まず、大綱1点目の農業行政についてですが、これまで影響の受けた作物の状況と支援策について伺いましたが、今後、アスパラガスやハスカップ、花きを栽培している農業者を対象にした市の独自支援策を考えているのかについて、市長のお考えを伺います。

次に、スマート農業の推進についてですが、国の臨時交付金を活用して、独自の支援制度を提案したのは評価できますが、スマート農業の普及・拡大をしていくためには、継続的に実施していく必要があると考えられます。そのため、近隣の岩見沢市や新十津川町など空知管内で多くの自治体が独自の支援制度を数年前から設けているように、本市も独自の支援制度を来年度以降も継続していくことが重要であると思われます。来年度以降どのように進めようと考えているのか、市長のお考えを伺います。

次に、大綱2点目の保育行政についてですが、現在の待機児童、潜在待機児童についてお伺いいたします。

本市においては、待機児童はおらず、潜在

待機児童が4人いるとのご答弁がありました。本市におきましても、待機児童がいないことは保育所への入所を希望する保護者にとって大変良いことだと思いますが、その一方で潜在待機児童については現在、4人のお子さんが希望する保育所に入所待ちをされているということであり、少子化が進む本市にとって、何とかこれに対応できないものかと考えております。

そこで次の2点について、お伺いします。

1点目は、認可保育所では入所を希望する保護者に対して、どのような方法で入所決定を行っているのか。

2点目は、例えば定員まであと1人の場合、兄弟、姉妹や双子が希望すれば、どちらか1人しか入所できず、こうした特別な事情がある場合は、私としましては特例を認め、定員を超えた入所を認めるべきではないかと考えるところであります。

市長はこのことについて、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 楠議員の質問にお答えします。

はじめに、市の独自支援制度についてありますが、市の「びばい経営支援金」は農業者全般を支援対象としていますことから、アスパラガスやハスカップを栽培している農業者に限定した、市独自の支援制度は現時点で考えていないところでありますが、国や市などの各種支援制度について各農協とも連携を図りながら、より一層周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、スマート農業の来年度以降の市独自

の支援制度についての考え方についてでございますが、農業基盤整備の事業効果をさらに高めるためには、スマート農業の導入は必要不可欠であると考えております。こうしたことから、美唄市ICT農業推進協議会のご意見を伺うほか、国に対しまして、スマート農業技術の導入支援制度につきまして要望をするとともに、今定例会に提案しています支援制度による状況も見きわめながら、来年度以降の事業の継続、内容の充実、そのあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、認可保育所の決定方法についてですが、多くの入所を希望いただく中で、公平性、客観性の視点を踏まえ、入所決定を行うため、市では保護者や家庭の状況による入所基準を設けているところでございます。この中で、保護者の就労状況や入院、療養状況のほか、同居親族の常時介護の有無等による基本項目の点数と、ひとり親世帯や多子家庭等の該当の有無による調整項目の点数を合計し、点数の高い児童から入所を決定しております。また、同点数となった場合には、当該希望保育所の兄弟・姉妹の在籍有無や過去の保育料等の滞納の有無などを踏まえ、順位を決定しているところであります。なお、定員に達し、入所できない状況の場合には順位に基づき、空きをお待ちいただく方法のほか、入所可能な他の保育施設等の情報提供を行い、入所を希望する保護者の意向に基づき、対応しているところでございます。

次に、定員を超えてからの対応につきましては、国の基準により保育室の面積の変更などが必要となることから、年度途中での対応

は困難なところであります。なお、今後に向けましては12月から募集いたします来年度の入所希望の状況を踏まえ、保護者の要望に応えられるよう、検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に、移ります。

9 番本郷幸治議員。

●9 番本郷幸治議員（登壇） 令和2年第3回市議会定例会にあたり、市長並びに教育長に質問します。

大綱の1点目は、市民との協働のまちづくりについて、市長との対話の日についてであります。市長は令和2年度の市政執行方針で市民との協働のまちづくりをスローガンに掲げ、その重要性を主張し、誰一人置き去りしない地域に全力で取り組んでいくと述べられました。しかしながら、私はある市民からの市民相談で5月28日の市長との対話に出向いた相談員さんは、市営住宅の建替えに関して、ここで前置きをしますが、公文書公開決定の正式な手続きを経まして、9月28日の議事録を事前にいただきましたので、それをもとに一部抜粋しながら、質問を続けてまいります。そこで市長は、建替えはやります。アンケート結果を基に、それを踏まえて、次はどう建替えするかということを説明します。また、相談員さんは自身も含めて、移転対象者の多くが高齢化しており、冬期間の除雪など大変なので、建替える団地はエレベーター付きの団地を考えてほしいと発言したのち、市長は、「わかりました。説明に行きますから。」とも答えております。この対話の日の後、月日が経過しまして7月17日に市長秘書から相談員さんに電話がありました。その内容と

いいますのは、団地建替えの説明会は当初予定しました6月下旬でありましたが、この課題については全庁的に協議するので、予定よりも遅くなること。また、団地の建替え場所は旧美工跡地は選択肢の1つで、まだ決定してないとのこと。相談員さんの思いは、市長との対話に前段で述べたように、かなり具体的な対話をしております。このような対話をしたならば、誰しものが旧美工跡地にエレベーター付きの団地が建設されるんだと思うのではないのでしょうか。

そして戦略アンケートの意向調査では、建替え場所が旧美工跡地を希望している方が8割以上の結果が出ているにも関わらず、未だ選択肢の1つであることなどを含めて、それでは5月28日の市長との対話での市長の発言の本位が何だったのか。なかば、市長にこの相談員さんが裏切られた気持ちと落胆した思いを私は直接伺うことができました。なぜ、かねてから重大な事案に対して、このたび市民の方がこのような混乱を招くことになったのか。また、私は市民の代表である市長がこのような誤解を招くような対応をしたのか、非常に疑問に感じるところであります。二度とこのようなことがないことを明言していただくとともに、市民の方に正式な謝罪をすべきと考えますが、この点について市長にお伺いします。

大綱の2点目は、市立美唄病院の建替えについて、その1つに、近隣市への通院バスの検討状況についてであります。市長はこれまで同僚議員の質問での答弁では、将来的な医療の広域連携を見据え、今後、近隣市の関係機関との合意形成に向けた協議を進めると

答弁されておりますが、そこで市長が、美唄市民を受け入れてもらいたいと考えている病院は果たしてどこなのか。また、その病院に対してこれまでどのようなアクションを行い、結果的に受入れてくれるという確証を得たのかお伺いします。

次に大綱３点目は、新型コロナウイルスの対策について、市長並びに教育長にお伺いします。

これまで市民の感染者は今日現在で一人であると認識しておりますが、今後、秋から冬にかけて風邪の罹患者が増えてまいります。新型コロナウイルスと風邪とは症状が非常に近く、見分けがつかないと聞いておりますが、その場合、１つ目として、市立美唄病院の安全な受診体制を具体的にどのように考えているのか。

２つ目として、小中学校での児童生徒が風邪の罹患者が増えていくことが予想されます。その場合、どのような学校運営を行おうと考えているのか。

その３つ目として、もし学級閉鎖や学校閉鎖をせざるを得ない場合、昨期の臨時議会で可決されました、通信ネットワークを活用したりリモート授業について学校や家庭で本当に対応できるのか。また、教職員の研修体制、児童生徒の通信環境についての今後、確認作業を行っていくと思いますが、そのスケジュールや具体的な進め方についてお伺いします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

市長との対話の日における公営住宅の建替えについてであります。まず、昨年７月の

私の市長就任後からの事実経過について時系列で説明させていただきます。

昨年８月７日の「自治組織代表者会議」において、ある市民の方から「市営住宅を建設する計画は市長が変わったことにより、どうなるのか」との問いに、担当部署から「予定どおり進めており、人口推計を踏まえた規模を検討しているところです」と回答をしております。

次に、昨年１０月２４日の「市長との対話の日」では、その市民の方から今年の自治組織代表者会議の時に、市長は「建替えはやります」と聞いていたが、「最近当該団地を半分壊して、そこに新しい住宅を建てるという話や、美工跡地には建たなくなったという話も聞いたがどうなのか」と問われて、私は「今は意向調査を行う段階であり、壊すとかどこかに持っていくといった、そのような話はまだ決まっておらず、古くなった住宅を建て替えるのは当然で、意向調査を行って計画を再検討する」とお答えしたところであります。

次に、昨年１１月下旬には進徳東団地、いなほ団地、南美唄団地において、建替えに関するアンケート調査の説明会を開催し、その後、翌年１月までの間でアンケート調査を実施したところであります。

次に、本年５月２８日の「市長との対話の日」では、その市民の方から以前市長とお話した時に、美工の跡地に建てる聞いたが、建たなくなったと聞いたので、確認とともに、これまで平屋で雪投げが大変なため、階数やエレベーターの有無についても問われたところでございます。

私は、美工跡地への建替えの問いに対して

は、「建替えはやります」。階数とエレベーターの問いに対しては、「もっと下げようと思っている」とお答えし、「今まで平屋だから雪投げが大変なので確認したかった」との問いに対しては、「わかりました。6月、7月初めには説明に行きますから」とお答えしたところであります。その後、その市民の方と担当部署との間で6月上旬に市営住宅の建替えに関する説明会の事前打ち合わせを行い、その際に、その市民の方からは「市長との対話の日の中で美工跡地に5階建てエレベーター付きの団地を建設することで、市長と合意を得た」との発言があり、市では「階数等については、検討している段階である」と説明したところであります。

また、6月もしくは7月上旬に昨年度実施したアンケート調査の結果に関する説明を行いたいとその市民の方にお話をしましたが、市民の方からは「団地の入居者の多くが着工時期や入居時期の説明を聞いたがっている」との発言があったため、担当部署からは「現段階では団地の構造等を検討しているので、具体的な内容についてはお答えできない」と説明をしております。

その結果、その市民の方とは具体的な団地建設に向けた工程等がはっきりとした段階で説明会を開催することで合意にいたったところであります。その後、7月16日にその市民の方から「市長との対話の日の話と担当部署の説明内容が違うように感じた」との市に対する問い合わせ電話があり、担当部署から「説明会については、6月下旬に予定していましたが、課題について全庁的協議するので、6月から7月の間には説明に伺えなくなりま

したと」お伝えしたところであります。

また、「団地の建替えの場所については、美工跡地が選択肢の1つとなっていますが、まだ決定ではなく、何階建てかという部分についても未定の段階です」とお答えしたところであります。

次に8月21日の地域懇談会では、私からその市民の方に旧美唄工業高校跡地への公営住宅の建設につきましては、建替え候補地の1つとしておりますが、現在、策定作業を進めている市立美唄病院建替え計画において、在宅医療の充実に向けた将来的な展開の1つとして、市立美唄病院との連携が図られた公営住宅の建設の必要性について検討することを説明しております。以上が記録に基づくこれまでの事実経過になりますが、公営住宅の建替えは入居者の市民の皆様の関心も高いことから、今後におきましても、十分な説明のもと、ご理解いただきますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、近隣市への通院バスの検討状況についてであります。現在、「市立美唄病院建替え基本構想・基本計画策定市民委員会」において、新病院の基本的な考え方などについての議論を始めており、私自身、砂川市長や砂川市立病院長、岩見沢市長にお会いして、市立美唄病院の現状を伝えるとともに、救急医療に対してさらなる連携協力をお願いしてきたところでございます。今後、病院の規模や機能の地域連携の強化など、ある程度具体化した段階で医師会やバス事業者など、関係機関との協議を踏まえ、対応可能な医療機関との連携など、将来的な医療の広域連携を見据えた中で、市民の医療ニーズに応じた通院バ

スの運行について検討してまいりたいと考えております。

次に、市立美唄病院の安全な受診体制についてであります。一般患者さんと発熱患者さんとの動線を分けるため、旧MRI棟を改修した臨時発熱外来を9月上旬に開設することとしており、その運用と致しましては、待合室内部をパーティションで仕切るほか、ウイルス除去を目的としたフィルターの設置や診療ごとの室内消毒など、専門医の指導に基づいた院内感染防止策について、徹底を図っているところであります。

また、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の疑いのある方がPCR検査を行える体制を準備するとともに、同時に鑑別診断ができる簡易検査キットの導入など、必要な整備を行うこととしております。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、慢性疾患を持つ患者さんの受診控えが社会問題化しております。通院しないことで感染リスクは減るものの、持病が悪化するケースがあると報じられているところであります。

本市の考え方といたしましては、臨時発熱外来を有効に活用するために、発熱患者さんは市立美唄病院での受診を。一方、民間医療機関では慢性疾患に対する患者さんの受入れ等の役割分担を行うことで、慢性疾患を持つ患者さんが安心できる通院体制となり、こうした役割を担うことが公立病院の使命であると考えております。いずれにいたしましても、市といたしましては、患者さんやご家族の不安の解消に努めるとともに、院内感染防止や医療従事者の安全確保にも十分留意しながら、市立美唄病院の安全な受診体制の確立に向け

て、しっかりと対応してまいります。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

はじめに、小中学校での学校運営についてであります。今後の国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を見据えると、長期的な対応を求められることが見込まれ、さらに、これからの季節はインフルエンザの罹患者も多くなる時期でもあります。こうした中、各学校においては児童生徒の家庭での検温結果や健康状態を把握することとしており、家庭での検温や健康状態を確認できなかった場合には、登校時に教職員が検温及び健康観察等を行うこととしております。

また、登校の際に発熱などの風邪の症状がある場合には登校しないことを徹底し、自宅で休養することとしております。文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した、持続的な学校運営のためのガイドラインにおいて、学校運営の指針が示されており、本市においても、ガイドラインの考え方にに基づき、感染症対策に努めながら可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障してまいります。

次に、学級、学校閉鎖時における授業の進め方についてであります。小中学校のリモート授業の基本形はインターネットを介して教師と児童生徒が動画や音声を実タイムに双方向でやりとりするものや、教師がYouTube等に動画をアップして、児童生徒が家庭で動画を見て学習するものがあります。小学校、低・中学年の場合は、教師の授業をオンラインで聞く、いわゆる一方通行事業を

想定しております。また中学年になると、課題を自宅でプリントアウトしての学習を想定しております。小学校高学年や中学生の場合は、授業の内容で違いもありますが、ZOOMなどの双方向の授業が可能となりますので、今後、各学校と協議してまいりたいと考えております。

これまでも、児童生徒及び教職員については、パソコンを活用した事業を行っているものの、リモートでの学習については操作や授業の進め方など、様々な課題があると考えております。このため現在、先生のためのICT教育環境整備ハンドブックを作成中であり、できる限り早く学校へ配布したいと考えております。

次に、各家庭の通信環境についてであります。7月に各家庭における通信環境のアンケート調査を行い、回答をいただいたうちの89パーセントの家庭が何らかの手段で通信できる環境であることがわかりました。通信環境が整っていないご家庭もあることから、今後、全児童生徒の通信環境の確保に向けた検討が必要であると考えております。

第2回市議会定例会において、市内小中学校の全児童生徒にiPadなど、周辺機器の整備のほか、今年度については進学を控えている小学校6年生及び中学校3年生にWi-Fiルーターを貸し出すことができるよう、補正予算の議決をいただきましたことから、順次、配置に向けた事務を進めているところであります。

次に、教職員の研修についてであります。7月28日にオンラインでのリモート研修に参加していただいているほか、各学校において

も、校内研修に取り組んでいるところであり、今後におきましても、ICT機器を活用した授業を効果的に進めるため、教職員向け研修を実施するなど、教職員の能力向上に努めてまいります。いずれにいたしましても、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業などの緊急時においてもICTの活用により、すべての子供たちの学びを保障できる環境整備に努めてまいります。

●9番本郷幸治議員 ただいま、市長並びに教育長のご答弁をいただきました。ありがとうございます。

再質問、改めて市長に質問します。

先程の答弁で、私が質問した最後に述べた相談員に対する謝罪について、市長さんの答弁では全く触れておりませんが、この点についてはどのように考えておられたのか。

それから、次に市営住宅の建替えが本市にあっては大変重要な取り組みであり、これは質問の中でも申し上げました。若干繰り返になりますけど、アンケートの意向調査までして、その結果が8割以上の入居者の方々が旧美唄工業高校跡地に建替えを望んでおり、3団地の老朽化の著しさからも1日も早急な建替えが必要であるにも関わらず、加えて移転対象となる市民が満を持して5月28日の市長との対話に臨んだ事実を市長はいったいどのような心構えでこの対話に臨んだのかお伺いします。

次に大綱の2点は、まだ具体的な形が進んでない中で一応、理解をさせていただきました。大綱3点目（1）につきましては、病院の関係なんですけど、コロナ禍の中での全国の医療関係、それから介護関係の施

設の対応は、特に病院は患者さんはもとより、病院に携わる医療従事者のご苦労は想像をはるかに超えているかと思いますが、大事な市民の生命と安全を守るため、どうか頑張ってくださいたいと思います。

それから、(3)につきましては理解できました。

(2) ですが、学校施設についてお尋ねしたところでありますが、子供たちや市民など多くの方が利用する教育施設には、他にも総合体育館や図書館、市民会館などがあります。これらの施設についても、現状やこれからの対策はどのように考えているのか、お伺いします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 本郷議員の質問にお答えします。

はじめに、市長との対話の日についてでございますが、相談者に対し誠心誠意、親切丁寧な対話を心がけているところでございますが、時には思い違いや聞き違いなど様々なことが想定されますし、物事が誤って伝わってしまうこともあるかと思っております。この度の件につきましては、結果として相談者に対し、私の思いが伝わっていないということも考えられますので、改めて説明をさせていただきたいと考えております。

それから、2点目の建替えについてのアンケートの関係でございますけども、現在アンケートを集計して、そのアンケートの回答をいただいた3団地の入居者の皆様に、これからご説明をしようと考えてございます。そういった中で、今後の建替えについての意向をしっかりと踏まえながら、今後の建替えの計画

について検討してまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君 本郷議員の質問にお答えいたします。

教育委員会所管施設での新型コロナウイルスの対策についてであります。施設の運用形態はそれぞれではありますが、利用者が来館した際にマスクの着用や体調の聞き取り、手指のアルコール消毒の励行、施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底するなどの感染対策を実施しているほか、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が運用する「北海道コロナ通知システム」を活用しているところであります。

また、社会教育施設につきましては、中央の競技団体が各競技種目や施設の種目ごとにガイドラインを定めており、これらを参考に、感染対策を実施しているところでもあります。いずれにいたしましても、各施設の管理者などと協力をしながら、引き続き感染症対策に取り組んでまいります。

●議長金子義彦君 次に、移ります。

4番山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員(登壇) 令和2年度第3回定例会において、大綱2点について市長に質問いたします。マスクの方は外させていただきます。

まず大綱1点であります。ホテルスエヒロについて、お伺いいたします。

中心市街地の都市機能が整備されている、そこに住む人々もいきいき感じられることは、訪れる人々にとっても良いまちとしての印象を与えるものであります。その意味で、今の

美唄市は中心市街地を見た時に、その都市機能が十分とは言えず、今後の都市計画において十分に検討すべき点であると考えます。

そこで質問ですが、美唄市の都市機能の中で現在、一番の問題点はホテルスエヒロの休館問題であると考えております。同僚議員も初日にホテルスエヒロについて質問いたしましたが、私も昨年12月にホテルスエヒロについて存続を危惧する質問をいたしました、残念ながら長期にわたる閉館となってしまいました。ホテルスエヒロは美唄市の中心に位置して、都市機能としてなくてはならない会議室、宴会場、そしてコンベンション機能になっております。そのホテルスエヒロは本年の4月1日から新型コロナウイルスの感染症により一時的な休館を宣言し、未だにいつ開館するか見通しが立っていません。いつ再開するのか、このまま廃業をしてしまうのか。市内の商工業者、市民団体そして多くの市民がその必要性について改めて気づき、ホテルの再開に関心を寄せております。市内唯一のコンベンションホールとして、市外からの来賓を招致する記念式典や市民団体の会議、周年事業、小売業者の展示販売会など、ホテルスエヒロは美唄市にとって、不可欠な施設であります。

また、美唄市は本年市政70年を迎え、商工会議所は建設業協会も同じく70周年を迎えます。さらには、美唄ライオンズクラブは60周年、ロータリークラブも50周年を再来年に迎え、これらの式典及び祝賀会が開催をするには、ホテルスエヒロは不可欠であり、美唄の品格にも関わる重要な施設であります。

そこで市長にお伺いしますが、市としてホ

テルスエヒロとの再開に向けた話し合いはしておられるのか。話し合いをしているのであれば、どのような内容なのかをお伺いしたいと思います。

2点目の質問として、ホテルビジコーが本年3月にオープンしましたので、ホテルスエヒロのホテル経営はかなりの影響が及んでいるものと思いますが、営業を再開しようとするにも、経営が成り立たなければホテルを再開するという経営判断には大変厳しいものがあると想像ができます。

深川市は、コンベンション機能の確保の為に山下市長が政策判断を行い、ラ・カンパニョホテル深川に対し、本年2月に工事費の一部として合計3,400万円の支援をしたことは耳に新しいことであります。そのような意味で、ホテルスエヒロについて市長は重要というか、必要性をどのように考えておられ、もし再開が難しいと判断された時には、経営支援も考えておられるのか。または、その他の方法や案をお持ちなのかをお伺いしたい、そのように思います。

続きまして、大綱2点目の質問ですが、先般行われました、市長とのふれあいトークでも、市民の方々から空き家・空き地についての質問が何人かから出されておりました。私は昨年7月の第2定例会でも空き家・空き地問題について質問し、また、同僚議員も何度か質問されておられますが、改めて空き家・空き地の問題についてお伺いいたします。

市の総合計画素案では5つの挑戦の中に、人と自然が共生した安全・安心の街づくりという言葉がうたっておりますが、自然と共存する以前の問題として、住む環境が荒廃して

いては、本末転倒であると考えます。空き家・空き地をいかに管理していくかは、荒廃した空き家を解体するだとか、空き地の雑草を刈るだとか、確かに1つの方法ではありますが、人口減少が進行する状況の中では、さらに空き家・空き地が増え続けるのは必然でありまして、私の住む神明町内会でも戸数はわずか33件でしかありませんが、毎年1件ずつくらい空き家が増え続けております。今現在でも私のところには倒壊しそうな危険家屋をどうしたらいいのか。100坪の土地を20万円でいいから誰か買う人を探してほしい。それらの問い合わせが寄せておられますが、美唄市の人口は20年後に1万1,000人になると予測があるので、空き家・空き地は人口減少に比例して、ますます増えていくとすれば、2軒に1軒は空き地・空き家が増えていく、そのように想像ができ、とても管理ができる状況ではなくなり、居住環境がどんどんと荒廃していくことは目に見えていると想像ができます。これらの人口減少と高齢化社会を迎えるにあたり、住民が極力まちの中心街に居住を構え、居住地域が集約されることが行政負担の軽減により、行政サービス、そして道路、上下水道、都市ガス、電気、通信などインフラ整備の向上にも繋がり、住みやすいまちとしての生活環境が整うものと考えております。これらの状況や今後の施策を考えた時には、市政の中で空き家・空き地問題は最重要課題と位置づけし、これまでの空き家・空き地の管理方法から、もっと真剣に踏み込んだ政策が必要であると考えます。

そこで質問ですが、現在、美唄市では空き家は危機管理室、空き地は生活環境課と別々

に管理していますが、空き家・空き地は1つの部署で一括管理すること、そして専門の部署で担当する事が最善の策であると考えますが、部署の統合と専門部署の設置について、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に現在、国では空き家・空き地問題を今後の都市環境における重要な課題として問題解決に様々な政策を打ち出しています。法務局では人口減少時代における所有者不明土地対策として、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が令和元年6月1日に全面施行されており、所有者不明土地の利用促進が図られております。さらには、国土交通省が空き家再生等推進事業、そして、空き家等対策の推進に関する特別措置法、そして、全国版空き家・空き地バンクをネット上で開設していますが、その全国版空き家・空き地バンクでは全国の市町村、行政単位が空き家・空き地を紹介して、道内では18の市町村が登録をしております。近隣では三笠市や上砂川町、由仁町、北竜町も登録して空き地・空き家を紹介し、移住・定住政策にも活用しており、その全国版空き家・空き地バンクの登録と情報発信は各市町村の担当部署が窓口となり、積極的に情報の発信をしております。美唄市も空き家・空き地の所有者に対して、今後は積極的に譲渡、売買などの意思確認の調査を行い、中心市街地の空き家・空き地に市の郊外からの移り住みを促すとか、移住定住者に譲渡斡旋をするなど、新たな政策を打ち出すことがこの問題の解決になり、今後の都市計画行政において大変重要であると考えます。

北海道新聞の今年の8月28日の新聞により

ますと、直近10年間で道内では2,634の建設業者が消えている。週に換算すれば、毎週5社の建設会社が道内から消えているという記事が掲載されておりました。その傾向は特に人口減少地域が顕著であるところが大きいと書かれており、美唄市も今後、人口減少が進めば、建設会社などの減少は避けられない事と思います。ということは、市の発注の公共事業にも支障が出てくると考えます。建設設備工事の移譲を考えた政策も必要かと考えたとき、中心地域への住みかえや市外からの移住・定住促進を促すことが大切だと考えます。その意味で、市街地の空き家・空き地に人々が住まいを移し、移住定住者にも空き家・空き地を斡旋する政策が重要で、市が専門の担当部署の設置を行い、積極的に空き家・空き地を市内外に情報を発信していく政策をなすべきと考えますが、いかがお考えか、市長にお訪ねいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 山上議員の質問にお答えします。

ホテルスエヒロの休業についてであります。美唄ホテルスエヒロは新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、本年4月から休業が続いております。この間、市といたしましては、経営者とお会いして情報交換を行ったほか、商工会議所から再開に向けた要請を行っており、経営者からは新型コロナウイルスが収束し、宿泊や宴会などの需要が回復した際には再開をしたいとの意向を伺っているところでございます。

次に、ホテルスエヒロの必要性についてありますが、美唄ホテルスエヒロは宿泊機能

のほか、会議室や宴会場を有しており、観光客の受入れや大人数が収容可能な会議の開催など、市のコンベンション機能としての大きな役割を果たしてきた施設と考えております。今後とも経営者の考え方をしっかりと確認した上で、商工会議所などの経済界と様々な議論を重ねてまいりたいと考えております。

次に、空き家・空き地の担当部署統合についてであります。空き家対策につきましては、市民ニーズの高まりと恒常的な対策の必要性を見据え、住宅や土地に関して、専門的な知識が必要なことから、今年度より都市建築住宅課に業務を移管し、現在、「美唄市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく、危険家屋等の対応や「空き家等の対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き等対策計画の策定に取り組んでいるところでございます。

一方、空き地対策につきましては、管理されないまま放置されている土地について、「美唄市空き地の環境保全に関する条例」に基づき、生活環境課において現地調査を行い、所有者に文書等で適正な管理をお願いしているところでございます。

また、空き家・空き地について一体となって進めるべき事案などが発生した場合には、担当部署による横断的な協力体制のもと、必要な対応にあたることとしております。このため、問い合わせなどに対しましては、空き家・空き地の適正な管理に向け、市民の皆様がわかりやすいよう、関係部署がしっかりと連携して一体的に対応をするなど、現行体制の中で適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、活用可能な空き家・空き地の情報発

信についてであります。人口減少が進む中、本市にある空き家や空き地情報を積極的に発信することは、空き家や空き地の解消や移住・定住の推進に繋がるものと認識しております。

このため本市におきましては、移住・定住の推進、まちの活性化を目的に市と商工会議所と民間との共同で設立された、「美唄市移住・定住推進協議会」が平成28年度から市内の空き家の所有者と空き家を探している方を手助けする空き家バンク制度に取り組んでおります。

今後につきましては、「全国版空き家・空き地バンク」の活用のほか、関係団体とも十分連携を図りながら、官民一体となって情報収集とともにきめ細やかな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 4番山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員 自席より、再質問をさせていただきます。

ホテルスエヒロの再開に向けて、経営者との話し合いをされ、ホテルは再開の意向もあるとの話であります。営業再開の可能性はホテルビジコーもオープンしたこともあり、ホテル部門の収支を考えたときにはかなり厳しい事と思います。また、コロナ感染症の収束はワクチン対策が来年度中旬ということを経済やWHOも話しており、ホテル再開にはコロナ収束を見通した時に、来年度中旬以降と考えられますが、長期の休館において再開する場合、建設設備関係者の話によれば、長期間休業したビルの設備はかなりの改修費用が必要だとの話も聞いております。さらに、答弁の中で美唄応援団づくり事業として、市

内宿泊費の一部助成をするとのことですが、美唄応援団づくり事業は営業をしていて、初めて受けられる助成であり、ホテルスエヒロは営業をしていないわけですから、ホテルスエヒロには恩恵が見込めないものと考えております。私は美唄市に必要なコンベンション機能を維持する為に、もっと踏み込んだ支援策が必要と考えております。

例えば、支援策として私なりに考えてみましたが、1つの方法として、ホテルスエヒロを美唄市が譲り受けて、宿泊施設はワンルームマンションとして、地域おこし協力隊や単身者の住居に貸し出し、会議室、宴会は指定管理者による運営を行う。また、その他の方法として、最近、菅官房長官がテレビのインタビューで高齢者社会で外国人労働者の必要性から、日本人学校の拡充が重要だと発言されており、ホテルスエヒロの宿泊施設は日本語学校として借り上げ、会議室、宴会場はホテルスエヒロにそのまま営業をしていただくというふうに市民、また経済会、皆さんで話し合えば、色々な運営の方法が生まれてくるものと考えられます。是非、ホテルスエヒロの再開に向けて営業が継続できますよう、検討していただきたいと思います。市長の考えをお伺いいたします。

また、空き地・空き家の情報を積極的に発信することにより、市内の空き家・空き地の流動性が生まれることは建設工事も盛んになり、経済が活性化しますので、前向きな対応に期待するところであります。当市は昨年3月に美唄市立地適正化計画を策定し、人口減少に対するコンパクトなまちづくりを進めるために、居住誘導地域を設定いたしました。

そこでお聞きしますが、空き家・空き地が増え続けている当市の現状を鑑みたとき、今後の都市計画において、美唄市立地適正化計画にうたうコンパクトなまちづくりを市長はどのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 山上議員の質問にお答えいたします。

ホテルスエヒロについてであります。市といたしましては、公共施設としての利活用につきましては、現在考えていないところでございますが、今後ともそのあり方について、経営者の意向を十分に確認しながら、経営者や商工会議所等と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、立地適正化計画についてありますが、私の今後のまちづくりの考え方につきましては、市街地周辺に点在している各地区を、まちの中心部へ集約するだけではなく、公共施設や公共交通など、多くの拠点機能が整っております中心市街地と市民の皆様が住みなれた地域を市民バスや乗り合いタクシー等によってその移動を確保し、市街地周辺地区への生活環境を守りながら、市民満足度が高められるような魅力あるまちづくりを進めることが必要であり、特に中心市街地の空き家・空き地の点在が課題となっていることから、事業所、住宅も含め、有効に利活用されるべきと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 次に、移ります。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員（登壇） 第3回定例会にあたりまして、私は大綱2点について、市

長並びに教育長にお尋ねいたします。

1項目は市立美唄病院の建替え事業についてであります。

その1つは、建設費単価の抑制策についてお尋ねします。

市立病院の建替えにつきましては、ちょうど2年前に市民説明会がございました。40億円が50億円になる、大変なことだということで、私もその説明会に参加をいたしました。福祉施設を合わせてということで、その理由としてアスベストが見つかり、それから人件費と単価も上がって、建設日が伸びたという理由であります。それなりにアップの根拠があった訳であります。しかしそれは果たして、美唄の財力、財源の大層が企業債になりますから、返していけるのかどうか、大変な議論になったと記憶をしております。それらを引きずったと言いましょいか、選挙が行われて、新しい考え方で良い建設にということで、このことについては今定例会でもご質問があったと思います。そこで私は、どうしたらローコストの建設費で質の高い病院を作ることができるのか。こういうことを常日頃、考えていました。なかなかこれをやればというものはでてきませんが、色々書籍を調べますと、先進都市と言われるところは同じように悩んで、そして実際にコスト削減に成功している自治体の例を見つけることができました。それらの文献を中心にして、少しお取り組みできないかどうか、お尋ねしたいというのが1つ目の主旨でございます。

具体的にお伺いしたいことの1つは、建設費の単価の実勢比較でございます。

これは建設費と一言と言っても、様々な病

院の医療機器の整備、解体費や用地購入造成費となりますが、比較をするとすれば、これら除いた、いわゆる本体工事という理解でいいかと思いますが、1平米あたりの単価がどういう状況になっているかということでございます。具体的に申し上げれば平成30年、2018年の寒い時期でしたが、前の市長はお示しになった単価が平米あたりいくらだったか。立派な資料は出されましたけれども、その単価には言及がなかったところです。これをどのくらいの単価で出されているのか。それから、公立病院、公的病院、さらには独立行政法人の福祉医療機構の貸付先データによりまして、この単価がどうなっているのか、ホームページでも一部見る事が出来るわけでありまして。比較する意味で、どういう単価と分布になっているのか。特に自治体病院に関しては、平均値で出しても、その分布を確認しなければ実態がどうなのかわかりませんので、最新データの比較・検討できる単価について、お示しをいただきたいという事が1つでございます。

2つ目はですね、設計事務所。

これは設計士さんの役割ということでございますが、私はここにCM方式ということを書きましたけれども、これはアメリカ産のシステムらしいんですが、建築工事の管理システムと承知しています。よく舌が噛みそうになりますが、コンストラクションマネジメント方式というそうでございます。これはNPOでコンサル業務も実施しているし、それから国交省のホームページでこのことについての解説が出されております。要は例えば、施工者と設計者と、施工者というか発注者、それ

から設計をする人、さらに施行する人、これをぶつぶつ切らないで、これらを一貫性を持って管理していく。常にマネージャーが工事の最終的な竣工まで見届けるという仕組みであります。これらについてどのように認識されているか、このことが2つ目であります。

3つ目は設計事務所の選考についてですが、「公開プロポーザル方式活用」と書いておりますが、これは公募方式で実際にどういう設計をするかということ。すなわち内容の提案をしていただく。それを審査して、こういう提案型の設計にかかる、そういう設計事務所。有能な設計士さんがいるかどうかの判断になるわけでありまして。設計事務所の役割をどのように押えているかということと、それとこの選考方式ですね。こういう方式で設計事務所を決めてくということについてのご認識について伺いたい。

それから、抑制策の最後になりますけれども、具体的に施工する建設工事の業者はどのように選ぶのかということでありまして。

いろんな方式がですね、ここ10数年経っているかもしれませんが、示されております。一般競争入札も地域限定での一般競争入札。それから指名競争入札。この指名のあり方も色々工夫されている方がいます。この建設工事の契約について既存の従来の手法というものでない取り組み、新たな発想で行うということについて、どんな認識をもっておられるのか、必要なことだろうと思います。その辺をお聞かせいただければと思います。

次に、財源の概要と確保、見通しであります。

先ほども少し触れましたが、多額の建設費

がかかる病院事業でありました。大層は企業債、過疎債も対象ということだと思います。そしてこの企業債の償還に対して、一般会計が繰り出しする場合、その繰り出しの額に応じてですね、普通交付税も一定率、措置をされるということです。こういった民間病院にはない、そういう公的病院であるが故の助成のシステムがあるわけであります。そして合わせて、前回の時には立地適正化計画なるものによる補助を見込んだ、こういったその他の特定財源を現時点でどう押さえ、財源の概要とどのような手法で確保しようとしているのか。この辺について見通しをお尋ねしたいと思います。

大きな2つ目の項目であります、教育長にもお伺いたしますが、教育委員会と行政手続きについてであります。

教育委員会につきましては、5年前の地教行法の改正以降、会議そのものの役割とか、会議そのものの権限、教育委員会では何を決めていくかということについては、変わっていないと承知をしております。教育長も新しくなられてしばらく経ちましたが、この教育委員会の役割と前段もたれている教育委員会の協議会、これは法令にはないものでありますから、文科省もこのことについては十分活用について否定はしないし、大いに利用すべきだということを言われております。自由闊達な議論をどうしていくかということ、そんなことでの教育委員会協議会も位置づけをどのようにご認識されているのか、お答えいただきたいと思います。

2つ目は、今までもたれてきました教育委員会、5月の中旬に刑事告訴に関して、不

起訴処分が決定をされた。この刑事告訴に関わって、教育委員会が一定の議論ないし一定の決定、意思決定を行っているという承知をしています。これらについて、私は2定の時も申し上げましたが、この告訴事案、結果として不起訴になって、白黒ついたということでもあります。なぜ告訴にいたったのか十分検証してほしいということを申し上げました。第三者委員会による検証ということを申し上げましたが、教育長のお答えでは、教育委員会協議で協議し、調査をさせてくださいというお話しでした。まだあまり日にちが経っておりませんが、この教育委員会において、どのような協議が行われ、調査が進んでいるのか内容についてお知らせいただきたいと思います。

それから3つ目ですが、具体的に平成30年、2018年2月、刑事告訴をしますということを合意となったのが2月20日の教育委員会と承知をしていますが、合わせてこの時には刑事告訴と一緒に指定管理者の指定の取り消しについても、ご協議されているわけであります。これらの情報公開請求でいただきました、教育委員会の内容を見て、この提案者は教育長だと思います。そして補助職員がこの提案の説明に入ることです。提案のあり方は、プロの職員が滞りなく提案をして、正しい判断材料に繋がった。これはあたり前のことであります。私が見ますと、おいおいそうじゃないぞ、という内容も多く含まれている、実はそんな感じを持っています。

具体的にお尋ねいたしますが、文化協会に対する指定管理者の指定の取り消し、2月20日に一度合意形成をしています。この議決に

あたって何度も申し上げますが、提案側としてその手続き、説明の仕方に問題はなかったのか。

それから2つ目は、提案なされる立場で、当時の提案者が管理者の指定手続き、これらのルール、指定管理者選定委員会とはなにか、指定管理者選定委員会とはどんな役割で、どんなことを仕事にしているのか。これらをよく分かってないのではないかという場面ができてまいした。調査・検討する中で、色々そのことについても検討されたと思いますが、正しく認識していたかどうか、そのことをお尋ねしたい。

3つ目ですが、2月20日に議を得た教育委員会議として議を得た、指定取り消し衆議一決した。そして1週間後の行政処分が業務改善命令。この会議録を読むと、業務改善命令との表現になっていました。私は業務改善命令という言葉知りません。この業務改善命令という用語を含めて、根拠はどこにあるのか。そしてその行政手続に問題はなかったのか。提案者の説明としての市政ですから、その辺はお調べいただけたと思いますので、お答えいただきたい。

最後ですが、一連の教育委員会議の会議録を見て、提案側の発言、当時の教育長が主に発言していますけど、業務の取り消しとか、業務の一部取り消しと、改善命令という言葉が出るんですが、これは正しい表現なのか、私はこういう事を知りません。この辺について、どのように認識をされているのか。これをお伺いするのは、果たして教育委員会議で教育員さんご議論いただいた重要会議の中、提案する教育長の補助職員含め、当時の教育

長含めてしっかりとルールを身につけた上で、の提起の仕方だったのかどうかということに、とても重要な疑問があるということで、あえてお尋ねしたいわけでございます。

●議長金子義彦君 市長

●市長板東知文君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

建設単価の建設費の抑制策についてであります。はじめに、設計事務所の役割につきましては、建築主の意向に沿って建物を設計し、専門家として建築主の権利や財産を守り、良質な建築物の計画立案、設計監理及び工事監理業務を専門として行うことと認識しております。

コンストラクションマネジメント方式につきましては、建設計画の立案、設計管理、工事の発注、工事監理及び引き渡しの各段階において、マネジメント技術を使って「スケジュール管理」「コスト管理」「品質管理」などを行う業務であり、発注者の立場にたって、建設費の削減や品質改善に取り組むものであり、従来の一括方式に比べて無駄を省き、総工費を削減、工期の短縮が期待できるものと認識しているところでございます。

次に、契約方法の新たな発想で行うことにつきましては、大規模な事業の契約にあたっては、価格だけではなく、施工技術や地域貢献の方策も含めた提案と合わせて、市民が参加して意見を反映させることができる「市民参加型総合評価方式」や、入札及び施工段階においても受注者が蓄積している技術やノウハウを有効に活用し、建設コストの低減と機能・品質の向上、さらには、「工期の短縮」を図ることが可能となる「デザインビルド方式」

や「ECI方式」など、迅速で効率的に事業推進できる多様な契約方式についても検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や、「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえ、透明性、公平性、公正性、競争性及び工事の品質確保に努めてまいりたいと考えております。なお、建設費単価につきましては、市立美唄病院事務局長から答弁させます。

次に、財源の概要とその確保、見通しについてであります。病院建替えにかかわる財源の概要につきましては、病院建替えに適した国や北海道の補助のほか、病院事業債及び過疎対策事業債の活用を見込んでいるところでございます。

特に補助金等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等で様々な省庁の補助の見直し、新設等の可能性が見込まれることから、既存の補助に加え、今後の関係省庁や北海道等の情報を注視し、検討してまいります。

次に、病院事業債及び過疎対策事業債に対する普通交付税措置につきましては、病院事業債は元利償還額の25パーセント、過疎対策事業債については、元利償還額の70パーセントが算入されることとなっております。

次に財源の見通しにつきましては、コロナ禍にあり、財政状況はさらに厳しさを増すような情勢にありますが、国の経済対策の動向や現行制度を踏まえ、財源確保に最大限努めてまいります。

●議長金子義彦君 市立美唄病院局長。

●市立病院事務局長今澤清隆君

建設費単価につきましては、私から答弁させていただきます。

はじめに、前の計画でお示しいたしました単価は、道内の先進自治体病院などと工事発注状況などから発注年次までの労務単価の上昇や消費税増税の影響を踏まえ、1平米あたり45万7,000円と見込んでいたところでございます。

次に、公立病院の平均単価につきましては、総務省で公表されておりますデータによりますと、平成28年度で1平米あたり40万6,000円となっております。

また、平成28年度の公立病院における平均単価の分布につきましては、着工件数19件のうち平均単価以下が7件、平均単価以上が12件となっております。

次に、公的病院の平均単価につきましては、総務省で公表されておりますデータによりますと、平成28年度で1平米あたり36万4,000円となっております。

次に、独立行政法人福祉医療機構の貸付先データに基づく平均単価につきましては、令和元年度で1平米あたり39万2,000円となっております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えいたします。

はじめに、教育委員会議の役割についてありますが、教育行政の政治的中立性や継続性、安定性を確保するとともに、保護者や地域住民の多様な意向を的確に反映した教育行政を推進することを目的として、私と教育委員の合意によって、教育方針の決定等を行う会議で、招集及び議案の提案権は私にあると

ころです。

次に、教育委員会協議会の位置づけにつきましては、これまで申し合わせ事項として、教育委員会議の前に開催しているものであり、制度化されているものではないとところです。文部科学省においては、教育委員会制度の仕組みとして、月1・2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会の開催が示されており、教育委員会の運営改善として開催回数の増、開催時間の工夫により、委員による議論の機会を最大限確保すること。また、十分な審議ができるよう、案件の内容を事前に教育委員に説明する事が望ましいとされているところです。このため、教育委員会協議会の開催は重要であると考え、令和2年6月に美唄市教育委員会協議会設置要綱を制定し、運用しているところであります。

次に、刑事告訴に関わる検討内容についてであります。令和2年6月25日開催の第12回教育委員会議、7月16日開催の第13回及び8月20日開催の第15回教育委員会議の中で刑事告訴に至る経緯や、不起訴処分となったことに対する認識等について協議してまいりました。主な意見といたしましては、当時告訴したことについては、弁護士にも相談し、慎重に審議した上で告訴を行ったと認識している。嫌疑不十分で不起訴処分となったことは、教育委員会として真摯に受け止め、今後の教訓としなければならない。今後とも法令や条例、規則に基づき、慎重な審議を心がけ、身を引き締めて取り組んでいかなければならない。不起訴という結果を真摯に受け止め、文化の発展に貢献していく体制を整えていきたいなどのご意見があったところです。この協

議を通して、刑事告訴などの重要案件については、法令や条例、規則に基き慎重な判断を行っていくことが必要であるという共通認識にいたったところであります。なお、刑事告訴に関する協議につきましては、8月の教育委員会議をもって終了としたところであります。

次に、美唄市文化協会に対する指定の取り消しについてであります。本件は、平成30年2月20日開催の第3回教育委員会議に付議した、「議案第4号美唄市民会館文化補助事業補助金不正受給に関わる刑事告発及び行政処分の件」において審議したものであり、指定管理者制度をモニタリングマニュアルに基き、指定管理者選定委員会に対し、指定の取り消しについて意見を求めるため、教育委員会としての考えを取りまとめたものであり、最終的な処分の決定ではないとのことから、手続きに問題はなかったものと考えております。

次に、教育委員会と指定管理者選定委員会との役割の認識についてであります。平成30年2月20日開催の第3回教育委員会議における議案の説明の中で、認識不足の発言がありましたので、今後十分に留意してまいります。

次に、会議の中で使用した業務改善命令につきましては、美唄市公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき締結した、指定管理者基本協定書を第30条の規定において、業務実施状況等が使用書等や教育委員会が指名した条件を満たしていない場合は、指定管理者に対して、業務の改善を指示することができることとなっていることから、要望としては、業務改善指示とするのが

適切であったと考えております。なお、今回の業務改善指示については、内容的に行政指導の範囲であることから問題はなかったと考えております。

次に、会議の中で使用した業務の一部取り消しにつきましては、美唄市公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例第9条において、指定管理者が法令または第7条の協定に違反したと認めるとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができることから、用語としては管理業務の全部もしくは一部の停止とするのが適切であったと考えております。

また改善命令につきましても、指定管理者は基本協定書第30条に規定する改善指示が適切であると考えております。

●議長金子義彦君 紫藤議員の再質問ではございますけれども、午後1時まで休憩したいと思います。

再開は1時です。

午前11時55分 休憩

午後13時00分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き会議を開きます。

この場合説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

選挙管理委員会委員長高田豊君は都合により、午後から欠席いたします。

●議長金子義彦君 次に、紫藤議員の再質問から入ります。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 るるお答えいただきました。

何点か再質問させていただきたいと思います。

病院の建替え事業に関しまして、事務局長から最初に単価の動向についてご答弁ありました。これは基準年度がぴったり一致していませんから、正確に比較はなかなか難しいですが、平成30年の時に提起した、当時の市立病院の単価45万7,000円とのことでありました。それに比較します民間の平均ということになりますと、これがデータでお示しになったのが令和元年ですから、基準年が違います。この基準年を30年に基準年を持っていきますと、いくらになるのかということなのですが、これも実はピタッという数字がないのです。28年のやつが、そこにぶつけるには一番近いのがあります。2016年です。これは、34万6,000円というのが貸付です。法人が貸し付ける貸付基準の段階ですけれども、ここで当時示した美唄の単価の差が約11万1,000円というのがでてまいります。民間病院、それから国公立の病院、そして自治体の病院、それぞれ微妙に機能も違ってくると思いますから、一概に比較はできませんが、それにしても世間の常識では自治体病院は高いと、これがその筋の人の常識だそうであります。是非、建設業者にしてみたら仕事欲しいというのはわかる内容なんですね。ここに切り込むというのは、どういうことか。先程、色々申し上げましたけれども、やはり施工主の市長がこの事業は

この範囲で抑えようと。なぜかと言うと、美唄市の本体の体力が持つのかということでもあります。これは大きな選挙戦の争点になったわけでありますから、ここのところは常に市民の皆様方が注目されていると思うんです。今、市民委員会でご議論いただいているメンバー、真摯にご議論いただいているようでもありますけど、そここのところが一番ポイントではなかろうかと。病院があることによって美唄が潰れてしまう、立ち行かなくなる、こういう心配をなさっている。しかし、先ほど在宅医療への連携という表現ですね、新たなチャレンジといいましょうか、そういうお考えも示されました。やはり、老朽化した病院をしっかりと建て直すという思いは、かなり決意が固いと思いました。それで、先程もなぜ高いかお話し申し上げましたが、やはりこれは交付税、起債なんです。建設時点で、持ち出しがわずかで済むということが最大のネックだと言われています。先程も地方債の充当率と、それから普通交付税の措置額、こういうお話がございました。これは、公立病院の採算部門を背負っているという要素もありますけれども、このことが民間よりも高い工事費に繋がるという理解にいたっている方も数多くいらっしゃる。私もそうでないかと思えます。建てますと、減価償却がでけますから、大きい金が病院会計から結局はこの内部留保的な意味で、積まなければならないことになる。これは、すぐに経営圧迫していく。それと、病院は採算背負っていますし、交付税の措置もあるから、一般会計で不足分はあげますということで済みますことが多い。私達は平成21年から27年にかけての財政健全化策を知ってい

るわけです。そこで何が起きたか。このことはやはり、しっかりと肝にすえるといいますか、教訓として持ってかかるということが私はとても大事なことではないかと思うんです。やはり、コスト意識を持つということと、キャッシュフローという表現ありますけれども、その認識もやはり強く持つことだと思うのです。経営が成り立つかどうかという視点で考えるという必要が私はあると思うのです。そのためには、市民の皆さんも当事者意識を持たなければならない。我々も当然、議会として提言して、良い病院作るために知恵を絞らなければならない。学習もしなければならないと思うのです。それで、目新しいことをやる申し上げしましたが、ご認識も実際にその設計に携わったり、この病院建設に携わる優秀な職員も複数いらっしゃるわけで、こういうことからすると、ぜひ色々な方法をチャレンジしていただきたいと思うのです。繰り返しますが、設計事務所も施工業者もこんな病院作りたいという思いがとおるような仕組みをしていくとうことが大事だと思います。プロなわけですから。そういう業者を選定することが必要でしょう。地域の経済にとっても、非常に注目するところです。地元の経済への貢献度というのも重要な要素です。しかし、これもジョイントベンチャーで、組めばいいというものではなくて、いわゆる地元の発注割合をどうするのか、30にするのか。地元へ貢献する経済の貢献度をどうするのかという視点で考えるべきではないかと思うのです。安ければ良いというものではなくて、私は厚生労働の視点でも、公契約条例で指摘をしましたが、やはりそこで適正な基準とい

うものを持たなければならないことも事実であります。

岐阜県の下呂市で、少し前のことになりましたが、病床数が99で、平米数が8,000ぐらいですから、ほぼ美唄と似たような規模。ここの取り組みがですね、今、申しあげましたようなことを組み入れて、トップはこの範囲で良いものを、市民の皆さんがそこに関わって病院を建設していった実践例があるわけです。私は、他にも実践例があると聞いております。これからも調べてきたいと思えますけれども、執行側としても、是非このことを前向きに取り組んでいただいて、市民こそって、良い病院作るということで、先例を少し、余りこだわらず、これが美唄の公共事業のモデルケースだと思われるような病院づくりにぜひ頑張ってもらいたいという事を私は思うわけですが、ご答弁いただきたいと思えます。

それから、教育委員会会議と行政手続きに関してであります。

ご答弁では、調査は終わったということがあります。調査終わって、具体的にどんな調査があったのかというのは、実はご答弁の中ではよくわからない。聞き方によれば、弁護士さんとも相談して、そして決めた告訴、弁護士さんとも相談したのではないかと。告訴そのものについてはどうのこうの言われる筋合いはないなともとれる。しかし、出た結果については、これは受けとめましょう。こういう中身のものは調査と言わないと思えますよ。どういう課題があったのかということを受けて、その課題について真摯に議論をする。結果がこういう事だということなのかもしれませんが、やはり調査報告を求めるというのは、

調査結果を市民の皆さんと共有するという事ではないでしょうか。このご答弁で私は理解しがたいというのが率直な思いです。そして、後先になりますけれども、私は文化協会に対する指定取り消しの議決にあたって、提案側の行政手続に問題なかったかということですが、これは最終決定ではないから問題ないというお話しでした。そういうご答弁でした。この前日に当時の教育長と関係職員、指定管理者である文化協会の理事長さん呼んで、通告しているんですよ。告訴すると通告しているんですよ。個人なのか団体なのかわからないけれども。それと補助金を返還しなさいという返還命令もかけています。口頭ですよ。行政処分という表現をしています。これは、どんな根拠があって行ったのか。テープを恐らく置いてあると思えますよ。記録をとっているはずだ。最終決定ではないということは、指定取り消しの最終決定とはなにかということ、いわゆる行政処分として、文書で相手方に対して、文書を送達する。そこで、行政処分が効力を発生するわけです。ただ、この2月20日の教育委員会会議で行政処分取り消し、取り消しによって美唄市にどんな問題が出てくるのか。指定管理者で働いてる雇用はどうなるのか。文化行政はどうなるのか。このことによって、訴訟に繋がっていくことも含めた指定の取り消しとはなんだという事を理解した上で、教育委員会会議というのは持たなければダメではないのでしょうか。残念ながらそういう形跡は見えない。教育委員会協議会でやっているのかもしれませんが。私どもがふれる会議録では見れない。非常に軽い。私は手続に問題はないということではないと思えます。そ

れから、選定委員会の役割の認識についてですが、認識がされていないということで、認識不足ということだけど、意味を理解していないということなんです。お話しにならないです。指定管理者選定委員会に意見を申し上げるという表現があるんです。決めるのは選定委員会だということを言っているんです。内部機関ですから、そんな馬鹿な話はないです。長なりの諮問を受けて答申する機関ですよ。対外的に何も意味を持たないんです。なんで行政庁は指定管理者の選定委員会に意見を申し上げるんですか。選定委員会に意見を徴するんですよ。そういうものでしょう。すいませんね、教育長に申し訳ない。本当に当事者でない方にこうやってくってかかるのは非常に心苦しいんですけれども、言わざるを得ないんです。役割を正しく認識していたか、そういうところで不測な発言があったという、意味を理解していない人が会議に出ているんです。業務改善命令に関しても、文言にあるが手続きに問題なかったという話ですけども、業務改善指示というのは指定管理者のマニュアルに様式もありまして、これは、それが実行されなければ、指定取り消しに繋がるスタートなんです。こういう認識おありでしたかね。私はこんな言葉はどこにあるというのは、重箱の隅をつつくみたいな話ですから、これはいかにいいかげんな提案を、教育委員会会議で行ったのかということを知っていたために、あえて申し上げたわけなんです。指定管理者の選定委員会に関しても、選定、不選定の通知をした時に出された文書なんか見ても法律分かっているのかというものもあるんです。私は教育長に十分その辺も調

査していただきたかったんですよ。非常に、禍根を残すことになるような気がするんです。検証はこれで終わって、前を向いて進んでいこうというご答弁でした。今、私も2回目の質疑ですから、この場で考え方をひっくり返すことができれば、発言者の能力不足ということになるわけです。議会はルールがありますから、自分の言うこと聞かなければ議会が終わらないということにならないわけです。それでも私は、今の取り扱いに関して非常に疑問があるということを申し上げますので、ご答弁いただければと思います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

建設費の抑制等に向けた取り組みでございまして、建設費の抑制につきましては、建設費の削減だけでなく、建物の品質の向上等についても、あわせて取り組むべき重要なことと認識しており、これら含めた総合的な事業費の削減を図っていくことが必要であると考えております。

また、事業期間の短縮につきましては、来年度以降予定している、基本設計・実施設計・工事発注について、例えば先ほど申しました、市民の意見を反映させることができる市民参加型総合評価方式など、様々な事業手法を検討しているところでございまして、私と致しましては、今後に向けては、様々な面から基本構想・基本計画において十分検討し、可能な限り早期着工に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、一昨日の9月5日に桜美林大学老年学総合研究所所長の鈴木教授、それから、砂川市立病

院の副委員長木村先生をお迎えして、これからの美唄の健康長寿に向けてという講演会、そして鼎談を行ったところでございます。その貴重な声の中で、かつて誰も経験したことがない超高齢社会を見据えた病院のありようについてお話をいただいたところでございます。これからの美唄の健康長寿に向けて、超高齢社会の理解、超高齢社会といったものはどういうものなのか、どんな市民にも必ず訪れる終末期という現実に向かい合い、その中で「満足できる生き方」、「心豊かな老い方」、「命のしまいかた」など、こういった課題について、十分検討しながら今後とも美唄にふさわしい病院建替えに向けて精一杯、取り組んでまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

はじめに、刑事告訴に関する協議を終了したという理由についてであります。これまで3回の協議において、告訴の結果を受け、課題と考えていた「当時十分な論議がなされていたか」、「告訴の判断に至るまでの経過や別の解決方法がなかったのか」、などについて協議を行い、事務局からの説明とそれぞれの委員の理解と判断、また処分決定に対する受け止め、今後に向けての考え方など、私も含め、教育委員及び事務局管理職の職員の共通認識が図られた。このことから、協議を終了することといたしました。

次に、教育委員会会議での審議についてありますが、会場の中では認識不足や言い間違いと思われる発言があり、議案を審議する上で大きな誤認を生む恐れがあるなど、慎重に

発言する必要があったものと考えております。参加への協議を行った中で、私も含め、教育委員及び事務局管理職員が、今後において法令や条例、規則に基づき慎重な判断を行っていくことが必要であるという共通認識に至ったところであります。

●議長金子義彦君 10番紫藤政則議員

●10番紫藤政則議員 1回目の答弁とですね、その事をまた同じような趣旨でお答えになったと受け止めます。私の思いは変わりませんが、この場で合意形成をすることはできないと、おさえざるを得ないと思っております。現在、美唄の文化行政はどのようになるのかですね、私はその見通しについては、見通し持てませんけれども、やはりどういう形にせよ、私の問題を通じて得た教訓というのは人と人との信頼関係というのがあり、これがなければ全ておかしい方向に行っちゃうなという気がいたしました。現在、指定管理者としてこの指定管理業務に従事されている方がいらっしゃるわけですが、やはり足らざるものは足らざる、それから評価するものは評価する。それもですね、信頼関係にたたなければならない。不信感を持ってやるということはお互い指定管理者もそういうことに心しなければいけないと私はつくづく思うのです。すべての問題が信頼関係喪失からきているような気がしてなんののです。非常に私としましては残念ですけど、そここのところ1つ、お汲み取りいただいて、非常に教育者である教育長に私のような門外漢がお話できることは恐縮と思います。しかし、そんな思いを強くしておりますので、ご発言ありましたら、お願いしたいと思っております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

刑事告発と指定管理に関する行政処分の件であります。ただいま紫藤議員よりさまざまなご意見、ご指摘をいただき、重く受け止めているところであり、今後さらに慎重な審議に努めて参ります。教育とはもともと信頼関係です。人と人との繋がりで成り立つものです。そこを大事にしないと、やはり美唄の教育、北海道の教育、日本の教育がだめになると思います。信頼関係を大事にしながら、今後紫藤議員のご意見を尊重し、あわせて、美唄市の教育行政の執行に対して、ご理解いただきますようお願い申し上げて、私の答弁といたします。

●議長金子義彦君 以上で、一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 3 時 2 7 分 散会

